

消費者カパワーアップセミナー 2015

～消費者被害から身を守るために～

第1期

消費生活総合センターには、毎日多くの消費生活に関する相談が寄せられています。相談内容からは、新たな手口の悪質商法等が次々と生まれ、その手口も複雑化、巧妙化し、消費者被害が深刻なものとなっていることがうかがわれます。

このような消費者被害に遭わないためには、私たち消費者が、自ら調べ、学び、気づくとともに、身につけたことをいかし、さらに周りに伝えていく「自立した消費者」になることが必要です。

この度、京都市、コンシューマーズ京都、京都生活協同組合の三者共催で、「消費者カパワーアップセミナー2015(第1期)」を次のとおり開催します。お申込みは各回ごととさせていただきますが、是非2回連続で御参加ください。

多くの皆様の御参加をお待ちしております。

回	日程	テーマ及び内容	講師
①	7月2日 木曜日	<p>知っておきたい！消費者トラブル対処法 ～犯罪事例から学ぶ～</p> <p>悪質商法や、電話などで相手を信じ込ませてお金をだまし取る特殊詐欺。手口はますます巧妙化しており、特殊詐欺では1千万円を超える高額被害が増えています。</p> <p>新聞などでも日々報道されていますが、被害は収まる気配がありません。</p> <p>このような被害に遭わないためには、どうすればいいのか。具体的な手口を紹介するとともに、身の周りの防犯対策を分かりやすくお話していただきます。</p>	<p>水野 哲二 京都府警察本部 犯罪抑止対策室室長補佐</p>
		<p>「ともに考え・学び・行動する 消費生活プラン (京都市消費者教育推進計画)」について</p> <p>京都市の特徴をいかした消費生活に関する取組を分かりやすく御紹介します。</p>	<p>柴田 洋志 京都市消費生活総合センター長</p>
②	7月9日 木曜日	<p>インターネットでひろがる消費文化 ～パソコン・スマホ・ケータイとのかかわりを考えよう～</p> <p>インターネットの普及で私たちの消費生活は大変便利になりました。さまざまな商品・サービスを購入したり、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)などを利用し、どこでも誰とでも簡単にコミュニケーションをとることもできるようになりました。</p> <p>このような「消費文化」に、私たちはどのようにかかわっていけばよいのか、事例を用いて分かりやすくお話していただきます。</p>	<p>大本 久美子 大阪教育大学教育学部准教授</p>

●開催時間 各回とも午前10時から正午まで

●定員 各回先着50名

●開催場所 京都市消費生活総合センター

京都市中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館4階
地下鉄烏丸御池駅下車3-1, 3-2出口すぐ

●受講料 無料

●主催 京都市・京都生活協同組合・

特定非営利活動法人コンシューマーズ京都(京都消団連)

申込方法は、裏面
を御覧ください。

- 申込み 消費生活や消費者力向上に興味・関心をお持ちの18歳以上の方であればどなたでもお申し込みいただけます。
- 申込期間 平成27年6月8日(月)～6月25日(木)
- 申込方法 参加希望者は、講座名、氏名、電話番号及び参加希望日を以下の申込先まで御連絡ください。
 なお、申込受付後、定員を超えて受講ができない場合のみ、連絡をさせていただきます。

申込先 「京都いつでもコール」(京都市市政情報総合案内コールセンター) 午前8時～午後9時【年中無休】

TEL 075-661-3755 FAX 075-661-5855

※お掛け間違いに御注意ください。

パソコン <http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000012821.html>

携帯電話 <http://www.city.kyoto.jp/koho/m/cc/>

～ * ～ * ～ * ～ * ～ * ～ * ～ * ～ * ～ * ～ * ～ * ～ * ～

宛先：京都いつでもコール（京都市市政情報総合案内コールセンター）

FAX：075-661-5855

* 本用紙に必要な項目を記入後、FAXしてください。

「消費者カパワーアップセミナー2015（第1期）」

FAX用申込用紙

次のとおり「消費者カパワーアップセミナー2015（第1期）」を申し込みます。

参加者氏名	ふりがな

電話番号 (連絡先)	
参加希望日 (複数申込可)	参加希望日に○をしてください。 ① 7月2日 ② 7月9日

* 本用紙に記入いただいた個人情報は、「消費者カパワーアップセミナー2015（第1期）」に関する以外に使用することはありません。

文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター

平成27年5月発行

京都市印刷物274197号



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収
等へ！

